

市第83号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第75条の2の見出し中「敷設等」を「敷設、指定トンネルの設置等」に改め、同条第1項中「^{ずい}隧道」を「トンネル」に改め、同項第2号中「敷設されている」を「敷設され、又は設置されている」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定は、道路（自動車の通行の用に供するものに限る。）又は鉄道の用に供するトンネルで、火災が発生した場合に消防活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定トンネル」という。）を設置する場合について準用する。この場合において、第1項中「に通信ケーブル等を敷設する者」とあるのは「を設置する者」と、同項ただし書中「通信ケーブル等を敷設する」とあるのは「指定トンネルを設置する」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「次項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(既存のトンネル等の指定等)
- 2 消防長は、この条例の施行の際現に設置されている道路（自動車の通行の用に供するものに限る。）又は鉄道用に供するトンネル及び設置に係る工事が行われているこれらの用に供するトンネルで、この条例による改正後の横浜市火災予防条例第75条の2第3項の指定トンネルに相当すると認めるものを指定するものとする。この場合において、当該指定を受けたトンネルは、同項の指定トンネルとみなし、当該指定を受けたトンネルを設置している者（設置に係る工事を行っている者を含む。）は、平成29年9月30日までに、同項において読み替えて準用する同条第1項の規定により届け出なければならないものとする。

提 案 理 由

火災が発生した場合に消防活動に重大な支障を生ずるおそれのあるトンネルの設置について届出制を導入するため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定洞道等における通信ケーブル等の敷設、指定トンネルの設置等の届出）

第75条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定するものをいう。）その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入するトンネルに限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、あらかじめ、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。ただし、通信ケーブル等を敷設する区域が2以上の消防署の管轄区域にわたるときは、消防長に届け出るものとする。

（第1号省略）

(2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている主要な物件

（第3号及び第2項省略）

3 前2項の規定は、道路（自動車の通行の用に供するものに限る。）又は鉄道の用に供するトンネルで、火災が発生した場合に消
防活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指
定したもの（以下「指定トンネル」という。）を設置する場合に
ついて準用する。この場合において、第1項中「に通信ケーブル

等を敷設する者」とあるのは「を設置する者」と、同項ただし書
中「通信ケーブル等を敷設する」とあるのは「指定トンネルを設
置する」と、第2項中「前項」とあるのは「次項において読み替
えて準用する前項」と、「同項各号」とあるのは「次項において
準用する前項各号」と読み替えるものとする。